

会費及び会員に提供するサービスに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会（以下「本会」という。）の正会員及び賛助会員の入会金、会費及び本会が会員に提供するサービスについて定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 正会員入会時に、入会金を納入しなければならない。ただし、新規入会者が、一般社団法人中小企業診断協会が規定する各都道府県の協会からの転籍者（以下「転籍者」という）である場合は、これを免除する。

2 入会金の金額は、30,000円とする。

(会費)

第3条 会員は、次の会費を納めなければならない。

(1) 正会員 年額 36,000円

(2) 賛助会員 年額 6,000円

2 会費は、毎年6月30日までに、当該事業年度分の年額を本会事務局への持参又は本会指定口座への振込により納入するものとする。

3 新規入会者は、入会時に当該事業年度分の年額を納入するものとする。ただし、年度の中途に入会する場合は、入会した月以降の月割計算による額を納入するものとする。

4 前項の場合において、新規入会者が、転籍者である場合には、これを免除する。

(会員に提供するサービス)

第4条 本会は、正会員に対して次のサービスを提供する。

(1) 中小企業診断士の業務及び本会が主催する事業等に関する情報の提供

(2) 行政機関、支援機関又は企業等から依頼された診断・助言業務の斡旋

(3) 中小企業診断士の資格更新要件である診断・助言活動の機会の提供

2 本会は、賛助会員に対して前項第1号のサービスを提供する。

(必要事項の決定)

第5条 この規則の実施に関して事務手続などの必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則（令和3年6月5日総会議決）

この規則は、令和3年6月5日から施行する。